

## 男山ホールディングス株式会社の産業競争力強化法に基づく事業再編計画の認定について

農林水産省は、男山ホールディングス株式会社（法人番号:450001003261）から提出された「事業再編計画」について令和6年4月12日付けで認定を行いました。

### 1. 事業再編計画の概要

男山ホールディングス株式会社は、令和6年5月1日付けで男山株式会社の不動産事業を会社分割により承継します。これにより、男山株式会社は日本酒製造業に専念し、その他事業を男山ホールディングス株式会社が担うことで、役割を明確化し、それぞれで企業価値を高められるようにしていきます。

### 2. 事業再編計画の認定

男山ホールディングス株式会社から提出された「事業再編計画」について、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第23条第5項に基づき審査した結果、同法第2条第17項に規定する事業再編を行うものとして、同法で定める認定要件を満たすと認められるため、令和6年4月12日付けで事業再編計画の認定を行いました。今回の認定により、会社分割に伴う不動産の取得に係る登録免許税の軽減措置を受けることが可能となります。

#### （参考）産業競争力強化法の概要

本法律は、収益力の飛躍的な向上に向けた事業再編や起業の促進など産業の新陳代謝を進めることで、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）に盛り込まれた施策を確実に実行し、日本経済を再生し、産業競争力を強化することを目的としています。

### 3. 事業再編計画の実施時期

令和6年5月から令和8年5月まで

### 4. 申請者の概要

名称：男山ホールディングス株式会社  
代表者：代表取締役 山崎 千枝子  
住所：北海道旭川市永山2条7丁目1番33号

### 添付資料

- （別添1）男山ホールディングス株式会社の事業再編計画のポイント(PDF：234KB)
- （別添2）認定事業再編計画の内容の公表(PDF：214KB)

**【お問合せ先】**

大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化  
課

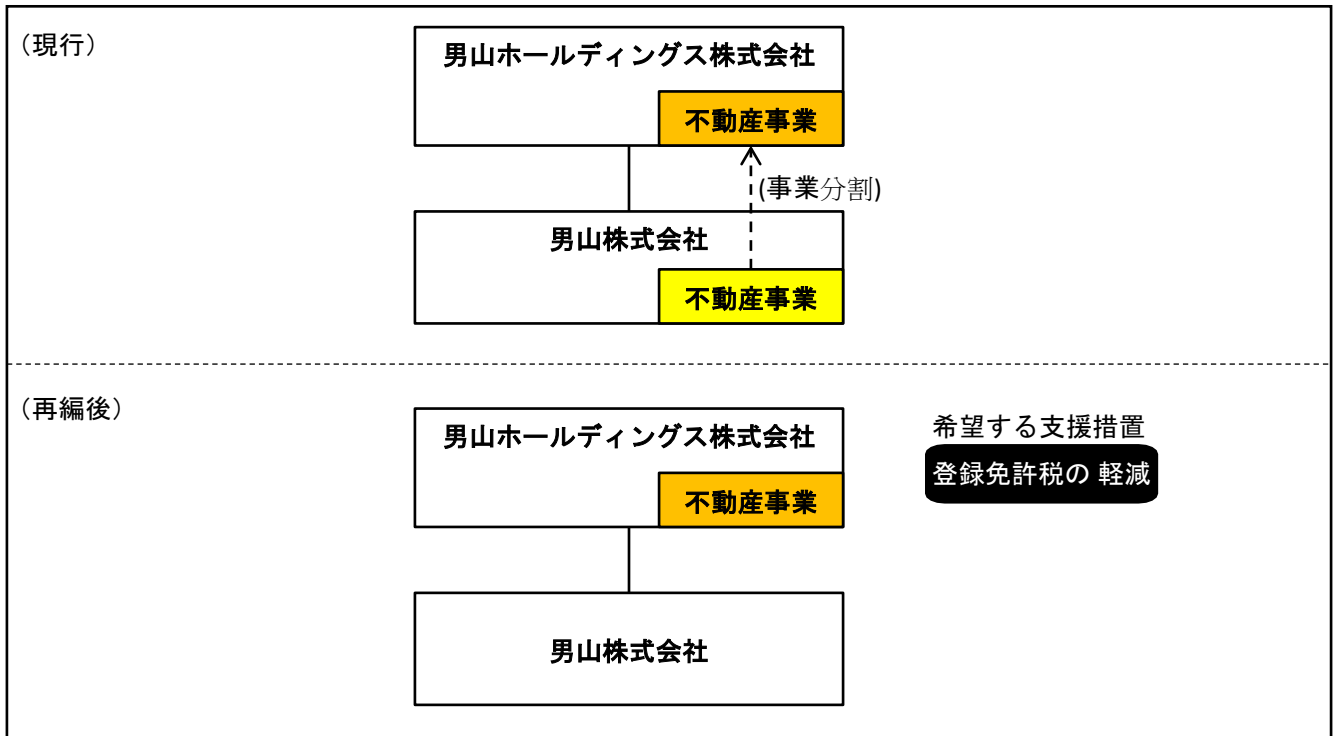
担当者：渡辺、尾形、持田

代表：03-3502-8111（内線4353）

ダイヤルイン：03-6744-2053

## 男山ホールディングス株式会社の事業再編計画のポイント

男山ホールディングス株式会社は、会社分割により子会社である男山株式会社の保有する不動産事業を移転させ事業を統合する。これにより、男山株式会社の日本酒製造業以外の事業（不動産事業）を男山ホールディングス株式会社一括し集約させ、グループ全体としての役割を明確化し、効率的なグループ運営を図り、企業価値の更なる向上を目指す。



### 【生産性の向上】

- ・ 従業員1人当たりの付加価値額を9%以上向上させる。

### 【財務内容の健全化】

- ・ 有利子負債／キャッシュフロー 10倍以内
- ・ 経常収支比率 100%以上

### 【前向きな取組】

- ・ 新商品の売上高を計画最終年度(令和8年6月期)において、全売上高の10%以上とする。

### 【計画の実施期間】

- ・ 令和6年5月～令和8年5月

様式第二十一（第13条関係）

認定事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

令和6年4月12日

2. 認定事業者名

男山ホールディングス株式会社

3. 認定事業再編計画の目標

(1) 事業再編に係る事業の目標

(価値観)

日本酒の製造業を営む男山株式会社の親会社である男山ホールディングス株式会社は、男山株式会社で製造した日本酒等を直接消費者へ販売する小売店事業（男山酒造り資料館の運営）と、不動産事業を行っている。男山酒造り資料館は、旭川市の観光地として多くの来場客があり、新型コロナウイルス感染拡大前は年間約20万人弱の来場者数があった。外国人観光客も多く、日本酒の歴史と文化を伝える役目を果たしており、日本酒の発展に力を入れている。新型コロナウイルス感染拡大により多大な影響を受けたが、現在はその影響も回復して多くの観光客で賑わっている。

一方、男山株式会社は日本酒を製造しているが、日本酒市場の縮小や新型コロナウイルス感染拡大により売上は減少傾向にある。売上の減少を抑えるべく新商品の開発や新事業への進出を効率的に図るため、2024年5月1日付で男山株式会社が担う日本酒製造業以外の事業（不動産事業）を会社分割により男山ホールディングス株式会社へ承継する。

男山ホールディングス株式会社は、事業承継後、来場者の満足度を高めることを目的として、敷地内に売店部分を新築し、売店にカフェを新設し新たに飲食事業を行う。

なお、事業再編計画の実施に際しては、執行部門と監督部門の責任と権限を明確に分離し、事業再編計画の進捗状況を適時適切にモニタリングできる体制の構築に努める。これにより、男山株式会社は日本酒製造業に専念し、その他事業（小売店事業、不動産事業、新たに行う飲食事業）を男山ホールディングス株式会社が担うことで効率的なグループ運営を図り、企業価値の更なる向上を目指す。

(2) 生産性の向上を示す数値目標

計画の対象となる事業の生産性向上としては、2025年度には2022年度に比べて、従業員1人あたり付加価値を9%以上向上させることを目標とする。

財務内容の健全性の向上としては、2025度において当社の有利子負債はキャッシュフローの10倍以内、経常収支比率は100%以上となる予定である。

4. 認定事業再編計画に係る事業再編の内容

(1) 事業再編に係る事業の内容

①計画の対象となる事業

飲食事業

<選定の理由>

消費者のアルコール離れによる日本酒市場の縮小化傾向に対応すべく、日本酒を製造する際に用いる「仕込み水」を活用したコーヒーなどの飲食を提供するカフェを新たに設ける飲食事業に取り組むことで、売上、収益拡大を目指す。

②事業の構造の変更と分野又は方式の変更

男山株式会社より日本酒製造業以外の事業（不動産事業）の承継を受けることで、男山ホールディングス株式会社に日本酒の製造事業以外の全てを集約し、各々の役割を明確化することで効率化を図る。

なお、当該事業再編計画による生産性の向上は、当該事業分野における市場構造に照らしても持続的なものと見込まれる。

また、当該事業分野は過剰供給構造になく、さらに一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものではない。

（事業の構造の変更）

- ・不動産事業の承継（会社分割）

<分割会社>

名称：男山株式会社

住所：北海道旭川市永山2条7丁目1番33号

代表者の氏名：代表取締役社長 山崎 與吉

資本金：39,000,000円

<承継会社>

名称：男山ホールディングス株式会社

住所：北海道旭川市永山2条7丁目1番33号

代表者の氏名：代表取締役 山崎 千枝子

分割前の資本金：10,000,000円

分割後の資本金：10,000,000円

発行する株式を引き受ける者：なし

会社分割予定日：2024年5月1日

（事業の分野又は方式の変更）

男山株式会社の日本酒製造業以外の事業を全て男山ホールディングス株式会社に集約し、新たにカフェを新設して飲食事業を行う。売店の新設、庭の整備に投資し、新たなサービスである飲食事業（カフェ）は、2025年度に16百万円の売上（グループ全売上高の1.2%に相当）を目指す。

（2）事業再編を行う場所の住所

北海道旭川市永山2条7丁目1番33号

男山ホールディングス株式会社

北海道旭川市永山2条7丁目1番33号

男山株式会社

（3）関係事業者・外国関係法人に関する事項

男山株式会社

※男山ホールディングス株式会社は発行済株式総数の100%を保有しており、関係事業者に該当。

（4）事業再編を実施するための措置の内容

別表のとおり

5. 事業再編の開始時期及び終了時期

開始時期：2024年5月

終了時期：2026年5月

6. 事業再編に伴う労務に関する事項

- (1) 事業再編の開始時期の従業員数 (2024年4月末時点)
- |                |     |
|----------------|-----|
| 男山ホールディングス株式会社 | 11名 |
| 男山株式会社         | 55名 |
- (2) 事業再編の終了時期の従業員数
- |                |     |
|----------------|-----|
| 男山ホールディングス株式会社 | 14名 |
| 男山株式会社         | 57名 |
- (3) 新規に採用される従業員数
- |                |    |
|----------------|----|
| 男山ホールディングス株式会社 | 1名 |
| 男山株式会社         | 0名 |
- (4) 事業再編に伴い出向または解雇される従業員数
- |                |    |
|----------------|----|
| 男山ホールディングス株式会社 | 0名 |
| 男山株式会社         | 0名 |

7. 事業再編に係る競争に関する事項  
該当なし

## 別表

## 事業再編の措置の内容

| 措置事項           | 実施する措置の内容及びその実施する時期  | 期待する支援措置   |   |
|----------------|--|--|---|
| 法第2条第17項第1号の要件 |  |  |   |
|                | ロ 会社の分割  | <p>① 分割会社<br/>           名称：男山株式会社<br/>           住所：北海道旭川市永山2条7丁目1番33号<br/>           代表者氏名：代表取締役社長 山崎 興吉<br/>           資本金：39,000,000円</p> <p>② 承継会社<br/>           名称：男山ホールディングス株式会社<br/>           住所：北海道旭川市永山2条7丁目1番33号<br/>           代表者氏名：代表取締役 山崎 千枝子<br/>           分割前の資本金：10,000,000円<br/>           分割後の資本金：10,000,000円</p> <p>③ 発行する株式を引き受ける者：なし</p> <p>④ 分割予定日：2024年5月1日</p> | 租税特別措置法第80条第1項第6号（会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減） |
| 法第2条第17項第2号の要件 |  |  |   |
|                | イ 新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供による生産若しくは販売に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成の変化 | 日本酒の製造業以外の事業をすべて男山ホールディングス株式会社に集約し、新たにカフェを新設して飲食事業を行う。カフェでは、仕込み水をテーマに、仕込み水で淹れたコーヒーやお茶、カルピスなどのソフトドリンクを提供する。夏場にはかき氷の販売も計画している。また、庭も整備し、通常の一升瓶の30倍の大きさの一升瓶型の滑り台を設置することで、SNS映えも期待でき、広告宣伝費をかけなくてもロコミで集約できるものと考えている。売店の新設、庭の整備として2億円の投資を計画。新たなサービスであるカフェ事業（飲食事業）は、2025年度に16百万円の売上目標（グループの全売上高の1.2%に相当）とする。   |   |